

告示

埼玉県告示第二百二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として令和元年六月三日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
熊谷市	妻沼小島1地区（妻沼小島の一部）	令和元年六月三日から 令和二年三月三十一日まで